

## 一般社団法人 電気学会の常勤役員の退職金に関する規程

### (総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人 電気学会定款第28条（報酬等）に基づき、この法人の常勤役員（専務理事をいう）の退職金に関し必要な事項を定めるものである。

### (退職金の額)

第2条 退職金の額は、在職期間1年につき、退職日における本給の1.7倍の金額とする。

2. 役員在職中に死亡した場合は、在職期間に関係なく前項に本給の2か月分を加算する。

### (在職期間の計算)

第3条 在職期間の計算については、任命の日から役員退職の日までとし、1年未満の端数月については月割りとする。ただし、1か月未満は切り捨てる。

### (再任等の場合の取り扱い)

第4条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

### (退職金の支給)

第5条 退職金は、法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

### (退職金の減額および不支給)

第6条 退職金の減額および不支給の取り扱いは、職員に対する退職金の取り扱いに準ずる。

### (退職金の支給制限)

第7条 役員が職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ、定款第27条により解任されたときは、当該役員には退職金を支給しない。

### (遺族の範囲および順位)

第8条 役員が死亡した場合の退職金は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定められた範囲および順位により、その遺族に支払う。

### (端数の処理)

第9条 退職金の総額に100円未満の端数があるときは、100円単位に切り上げる。

### (実施に関し必要な事項)

第10条 退職金の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

### (付則)

1. 平成15年3月5日開催の理事会において承認制定。
2. 平成15年3月5日より施行。
3. 平成25年5月9日、理事会において一部改正。